

# 医療福祉相談業務請負仕様書

医療福祉相談業務請負契約書第1条第1項に規定する仕様書を、次のとおり定める。  
なお、この仕様に定めのない事項、または疑義が生じた場合、甲乙双方協議のうえ書面で定めるものとする。

## 1. 業務場所

沖縄県うるま市字宮里 281 番地  
沖縄県立中部病院

## 2. 業務時間等

(1) 業務時間は午前8時30分～午後5時30分（休憩60分含む）の8時間勤務を基本とする。ただし、乙の判断による場合に限り、業務時間を超えて業務を遂行することを妨げない。

### (2) 休日等

休日は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年条例第43号）第3条並びに第7条第2項及び第3項の規定を準用する。

なお、台風の接近に際しては甲との協議を経たうえで、必要と判断した場合は暴風雨時においても業務を遂行するものとする。

## 3. 業務内容

業務従事者は、委託者の監督の下に次の業務を行う。

- (1) 患者や家族等との相談、助言および指導をする業務（社会保障・社会福祉制度等の情報提供や活用を促すを含む）
- (2) 患者や家族等に対し、利用可能な地域の社会資源の選定を援助する業務
- (3) 援助に必要な書類等（診療情報提供書・地域連携パスなど）の準備
- (4) 病院内の関係職種（医師・看護師・コメディカル・事務職等）との連絡調整
- (5) 関係機関（他医療機関、介護保険施設、行政等）および団体との連絡調整
- (6) ケースカンファレンスの調整
- (7) 退院決定時の家族、関係機関との連絡調整
- (8) 患者宅等の訪問
- (9) 無保険者、医療費の支払いに困る者等、経済的問題への対応
- (10) 身元不明者の確認、関係機関および団体との連絡調整
- (11) 虐待（ドメスティック・バイオレンス（DV）・児童・障害者・高齢者虐待）問題への対応
- (12) 医療が必要にもかかわらず、受診につながっていない者（ハイリスク妊産婦、受診拒否を含む）への対応
- (13) 各診療科や病棟、医療チーム、部門が主催するカンファレンスへの出席
- (14) 地域の関係機関および団体が主催する会議への出席
- (15) 全国の拠点病院（エイズ治療拠点病院、災害拠点病院等）が主催する会議への出席、連携
- (16) がん相談センター、治療と仕事の両立支援、患者サポート窓口、そのほか施設基準に基づいて相談援助として実施される業務
- (17) 医療相談依頼票の処理等、相談依頼を受付する業務
- (18) カルテ等へ援助内容の記録（ケース記録、台帳入力等）
- (19) 休暇取得中の職員が担当しているケースの対応
- (20) 業務集計業務（相談件数等、甲が求めるもの）
- (21) 地域における在宅ケア諸サービス、関係機関、各種制度についての情報の整

備

- (22) 災害時の避難やレスパイト入院に関する関係機関との連絡調整
- (23) その他、上記の業務に関する業務

#### 4. 服務規律

- (1) 乙は、従業員に甲と協議のうえ、定めた制服を支給し業務遂行中は清潔で統一されたユニフォーム及び名札を着用させること。
- (2) 業務を遂行するに当たって信頼を失うことのないよう細心の注意を払うこと。
- (3) 県立病院で勤務する者としての倫理規程等を遵守する。

#### 5. 健康管理

##### (1) 健康診断

- ア. 乙は、従業員に年一回の定期健康診断を行わなければならない。
- イ. 毎日の健康チェック表（発熱の有無、咳、鼻水等や家族のコロナ罹患の状況等）について、部署長に報告する。

##### (2) 抗体検査、ワクチン接種

- ア. 乙は、従業員にインフルエンザワクチン接種を行わなければならない。
  - イ. 乙は、従業員に受託業務に必要な感染症対策・検査・ワクチン接種等（麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎にかかる抗体検査並びに当該検査が陰性の者に対するワクチン接種を含む）を実施すること。
  - ウ. 従業者は、新型コロナウイルスワクチン接種について接種することが望ましい。
- \*ア～ウについての抗体検査、ワクチン接種状況について、入職時に証明書を提出すること

##### (3) その他

- ア. 従業員に感染が判明したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、その旨を早急に甲に報告すること。
- イ. 乙は、甲の求めがある場合、上記の健康管理の記録を提出すること。

#### 6. 特記事項

##### (1) 業務従事者の資格要件と配置人数

社会福祉士の資格を持っている者2名とする。

##### (2) 教育訓練

- (ア) 受託者は、受託日までに業務に支障がないよう業務従事者に対して、接遇、電算機等の操作に必要な教育訓練を実施し、業務の遂行に支障を来さないよう万全を期するものとする。
- (イ) 熟練者を継続して勤務させるように努めること。

##### (3) 業務の処理

- ア. 各業務における苦情処理は第一段階では現場責任者へつなげ処理を行うものとする。
- イ. 会議等の出席について  
甲から、会議等の出席要請があった場合は応じること。